

# 公益財団法人 しまね国際センター

## SICにほんごコース日本語教師登録制度要綱

### (設置・目的)

第1条 公益財団法人しまね国際センター（以下「SIC」という。）に、「SICにほんごコース日本語教師登録制度」（以下「登録制度」という。）を設けます。

2 登録制度は、「SICにほんごコース」で活動することを希望する者をあらかじめ「SICにほんごコース日本語教師」（以下「日本語教師」という。）として名簿に登録することにより、安定的な人材確保と登録者同士の連携強化を行うことを通じて、円滑に日本語教育を実施し、もって地域における多文化共生の推進を図ることを目的とします。

### (活動内容)

第2条 日本語教師は、「SICにほんごコース」のうち、次に掲げる各コースにおける日本語指導とその補助に関する活動に、必要に応じて従事します。

- (1) 《ひとまちにほんご》A1クラス / A2クラス / B1クラス
- (2) 《職場でにほんご》12回コース / 20回コース

### (登録資格)

第3条 日本語教師の登録には、次に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 原則として、島根県内に在住・在勤・在学中の18歳以上の方
- (2) 島根県における多文化共生の推進と外国人住民に対する日本語学習支援に関心を持ち、SICにほんごコースの趣旨を理解している方
- (3) 以下のいずれかの区分に該当する方

#### 【A区分】

- ・登録日本語教員として登録済みの方

#### 【B区分】

- ・次のア～カのいずれかの要件を満たす方
  - ア SICにほんごコース日本語教師養成講座（120時間）を修了している方
  - イ 登録日本語教員養成機関を修了している方
  - ウ 大学または大学院で日本語教育を主専攻または副専攻で修了している方
  - エ 文化庁届出受理日本語教師養成講座（420時間）を修了している方
  - オ 日本語教育能力検定試験に合格している方
  - カ その他、上記と同等程度の能力を有するとSICが認める方

### (申込み及び登録)

第4条 日本語教師の登録方法は、次のとおりとします。

- (1) 登録を希望する者は、所定の様式をSICに提出します。
- (2) SICは、書類審査と模擬授業・面接を行い、登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知します。登録可と決定された者は、日本語教師として登録をします。
- 2 原則として、登録日の年度開始日から毎年度登録の更新を行います。
- 3 更新を希望する登録者は、登録期間満了までに所定の様式により更新を申し出なければなりません。その際、SICが指定した講座・勉強会等を1回以上受講していなければなりません。その上で、登録更新が適当と認められた者が登録更新されます。更新の意思があってもやむをえない事情により指定講座・勉強会等を受講できなかった登録者は、SICより更新に値する条件（一定期間内に他の講座の受講、面談等）を提示し、条件を満たした場合は更新とします。
- 4 登録者は、住所、氏名等に変更があったときは、速やかにSICに連絡します。

(登録の取消し)

第5条 登録者が次の各号に該当する場合は、SICは登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 登録者より、登録取消しの申し入れがあったとき
- (2) 連絡不能となったとき
- (3) 登録資格を欠いたとき
- (4) その他日本語教師として不適格と認められる事実が発生したとき

(日本語教師の募集)

第6条 SICは、本要綱第2条に定める各コースで日本語指導及びその補助に関する活動が必要な場合に、登録者に対して募集を行います。

- 2 登録者が活動を希望する場合は、所定の手続きにより応募します。
- 3 SICは、コース運営に必要な人数を調整し、登録者に対して活動の可否を通知します。

(報酬等)

第7条 SICは、ほんごコースで活動した者には、SICが別に定める謝金と交通費を支払います。

(保険加入)

第8条 登録者の活動中の不慮の事故等に対応するため、傷害保険に加入しなければなりません。また、その費用はSICが負担します。

(免責等)

第9条 依頼者及び登録者は、活動中またはこれに前後して、事故や約束事の不履行等により関係者に損害を与えないよう十分に配慮しなければなりません。

- 2 登録者が事故等により被った損害の補償の範囲は、前条の保険から支払われる金額を限度とします。
- 3 日本語教師の活動（不履行含む）により依頼者が被った損害については、SICは賠償の責を負わないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第10条 SICは、登録制度を通じて知り得た個人情報について、「(公財)しまね国際センター個人情報保護規定」および「運用細則」を遵守し、個人情報保護ならびに責任ある業務遂行に努めなければなりません。

- 2 登録者は、活動を通じて知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法令・条例および規範を遵守し、責任をもって活動しなければなりません。

(守秘義務)

第11条 登録者または登録者であった者は、活動中に知り得た個人の情報を他に漏らしてはなりません。また、活動以外の目的に使用してはなりません。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 日本語教師にかかる報酬等の取り扱いについて

SIC にほんごコース日本語教師登録制度要綱第7条に基づき、謝金及び交通費を以下のとおりとする。

### (1) 謝金（1時間当たりの額）

#### 日本語指導・試験実施・講師ミーティング

Can do ベースカリキュラムによる日本語指導経験時間数	0～100 時間	101～200 時間	201 時間～
A 区分	2,700 円	3,000 円	3,300 円
B 区分	2,030 円	2,320 円	2,630 円

#### 指導補助

Can do ベースカリキュラムによる日本語指導経験時間数・区分に関わらず共通	1,890 円
---	---------

#### 作業補助等業務

Can do ベースカリキュラムによる日本語指導経験時間数・区分に関わらず共通	1,210 円
---	---------

### (2) 交通費 SIC 旅費規程に従い支給します。

謝金・交通費は、原則月末締め、翌月払いとし、1か月の謝金・交通費の合計から源泉徴収税を控除した額を、登録者があらかじめ指定した銀行口座に振り込むこととする。

#### 附則

この定めは、令和8年4月1日から施行する。